

柏崎市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の目標管理シート

令和3（2021）～令和5（2023）年度

柏崎市福祉保健部福祉課

重点目標 (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

計画(P) ↓ 実施(D)	目標値	<p><b>①施設入所者の地域生活への移行</b></p> <table border="1"> <tr> <td>国の指針</td> <td>令和元（2019）年度末の施設入所数の6%以上が地域生活へ移行</td> </tr> <tr> <td>市の考え方</td> <td>平成29（2017）年4月から令和2（2020）年3月までの3年間に6人がグループホームなどに移行しました。令和2（2020）3月末時点の施設入所者（113人）の6%に当たる7人を地域生活に移行するものと設定します。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">成果目標①</td> </tr> <tr> <td>施設入所者の地域生活への移行</td> <td>令和5（2023）年度目標（3年間の累計） 7人</td> </tr> </table> <p>【目標値に対する実績/R6.3月末時点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table> <p>《参考》R2年度：4人</p>	国の指針	令和元（2019）年度末の施設入所数の6%以上が地域生活へ移行	市の考え方	平成29（2017）年4月から令和2（2020）年3月までの3年間に6人がグループホームなどに移行しました。令和2（2020）3月末時点の施設入所者（113人）の6%に当たる7人を地域生活に移行するものと設定します。	成果目標①		施設入所者の地域生活への移行	令和5（2023）年度目標（3年間の累計） 7人	R3年度	R4年度	R5年度	合計	0人	1人	2人	3人	評価(C)	障害者福祉推進 会議意見	改善(A)
	国の指針	令和元（2019）年度末の施設入所数の6%以上が地域生活へ移行																			
市の考え方	平成29（2017）年4月から令和2（2020）年3月までの3年間に6人がグループホームなどに移行しました。令和2（2020）3月末時点の施設入所者（113人）の6%に当たる7人を地域生活に移行するものと設定します。																				
成果目標①																					
施設入所者の地域生活への移行	令和5（2023）年度目標（3年間の累計） 7人																				
R3年度	R4年度	R5年度	合計																		
0人	1人	2人	3人																		
【目標等を踏まえた評価、改善方策(案)】	【評価等に対する意見】	【次年度における取組等】																			
	R5年度	<p>(達成率) ①27.3% ②116.5%</p> <p>(課題) 施設入所者の高齢化、重度化が進み、地域移行が難しい状況である。 (平均年齢54歳、平均障害支援区分5.5、重度障害者支援加算対象が全体の約66.4%)。</p> <p>地域づくり部会は、R4年に引き続き、さざなみ学園と児童の地域移行事例検討会を開催し、地域移行の取組の進捗について確認、意見交換を行った。</p> <p>(今後) 新計画では「強度行動障害を有する者への支援体制の強化」を成果目標に挙げており、施設入所者や保護者が地域移行をイメージし、希望できるようにサービス体制の整備・体制確保に努める。</p>	なし (R6.2.6開催)	第7期障がい福祉計画では、計画と柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の関連付けを強め、引き続き地域移行についての取組を行う。																	
	最終評価	<p>施設入所者の地域生活への移行は、目標を下回った。グループホームや自宅などの地域生活へ移行できたのは、身体障がいの3人のみであった。 施設入所者の実態は、当事者の高齢化、身元引受人（両親・親族等）の高齢化や代替わりが進んでいるため困難な状況であった。地域生活への移行は、ご本人及び身元引受人の意向を確認しながら、生活状況や障がいの状態などを考慮し、総合的に判断した上で個別に対応していくことが重要である。</p> <p>施設入所者数の削減は、目標値を上回る結果となった。入所施設から退所したのは、自然減と特別養護老人ホームへの移行などによるものであった。 受け入れ先として期待されるGHも利用者の高齢化が進んでおり、要介護度がつかず介護サービスに移行できない、長年暮らし慣れたGHを離れたくないなどの理由から空がない状況である。また、障がい特性によりマッチングが困難である。</p>																			
	主な活動指標	<p>○活動指標等の一覧：資料5のとおり</p> <p>○関係するサービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、共同生活援助、地域相談支援、施設入所支援</p>																			

重点目標

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

計画 (P) ↓ 実施 (D)	目標値	<p><b>① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">国の指針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各障がい福祉圏域に少なくとも一つの拠点を確保する。</li> <li>年1回以上運用状況を検証及び検討する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市の考え方</td> <td>                     地域生活支援拠点等の整備については、地域全体で支える面的整備を行い、「緊急時の受入れ対応」「24時間の相談体制」から実施してまいります。また、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会において、年3回以上の検証及び検討の場を設定します。                 </td> </tr> </table>		国の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各障がい福祉圏域に少なくとも一つの拠点を確保する。</li> <li>年1回以上運用状況を検証及び検討する。</li> </ul>	市の考え方	地域生活支援拠点等の整備については、地域全体で支える面的整備を行い、「緊急時の受入れ対応」「24時間の相談体制」から実施してまいります。また、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会において、年3回以上の検証及び検討の場を設定します。		
		国の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各障がい福祉圏域に少なくとも一つの拠点を確保する。</li> <li>年1回以上運用状況を検証及び検討する。</li> </ul>						
市の考え方	地域生活支援拠点等の整備については、地域全体で支える面的整備を行い、「緊急時の受入れ対応」「24時間の相談体制」から実施してまいります。また、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会において、年3回以上の検証及び検討の場を設定します。								
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">成果目標③</td> <td style="width: 50%;">令和5（2023）年度目標</td> </tr> <tr> <td>地域生活支援拠点等の確保</td> <td>面的整備として地域生活支援拠点等を1か所設定</td> </tr> </table>	成果目標③	令和5（2023）年度目標	地域生活支援拠点等の確保	面的整備として地域生活支援拠点等を1か所設定			
成果目標③	令和5（2023）年度目標								
地域生活支援拠点等の確保	面的整備として地域生活支援拠点等を1か所設定								
		<p><b>【目標値に対する実績/R6.3月末時点】</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">R3年度</td> <td>令和3年度に面的整備として運用を開始。10法人24事業所が登録。</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>前年度と同様に10法人24事業所が登録。</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>新規2事業所が加わり、10法人26事業所が登録。</td> </tr> </table>		R3年度	令和3年度に面的整備として運用を開始。10法人24事業所が登録。	R4年度	前年度と同様に10法人24事業所が登録。	R5年度	新規2事業所が加わり、10法人26事業所が登録。
R3年度	令和3年度に面的整備として運用を開始。10法人24事業所が登録。								
R4年度	前年度と同様に10法人24事業所が登録。								
R5年度	新規2事業所が加わり、10法人26事業所が登録。								
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">成果目標④</td> <td style="width: 50%;">令和5（2023）年度目標</td> </tr> <tr> <td>地域生活支援拠点等の年1回以上の検証及び検討の実施</td> <td>年3回以上の検証及び機能充実に向けての検討</td> </tr> </table>	成果目標④	令和5（2023）年度目標	地域生活支援拠点等の年1回以上の検証及び検討の実施	年3回以上の検証及び機能充実に向けての検討			
成果目標④	令和5（2023）年度目標								
地域生活支援拠点等の年1回以上の検証及び検討の実施	年3回以上の検証及び機能充実に向けての検討								
		<p><b>【目標値に対する実績/R6.3月末時点】</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">R3年度</td> <td>地域づくり部会で運用ルールを協議し、令和3年10月に事業所説明会を実施した。拠点としての緊急時対応、機能等について年度末に検証を行った。</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>地域づくり部会で機能充実を協議。プロジェクトを立ち上げ見学・体験の仕組みづくりを試みたが、感染症の流行により未実施となった。年度末に緊急対応、機能等の登録事業所に調査を行い、地域づくり部会で検証を行った。</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>地域づくり部会で機能充実を継続協議。市単独事業の「日中活動系事業所による緊急延長支援事業」の基準をわかりやすく整理し、登録事業所へ共有した。短期入所事業所と緊急時対応をシュミレーションするプロジェクトを実施し、拠点開設時に作成した台帳やフロー等の有効性を確認し、緊急時の動を確認した。検証方法は部会内で協議し、登録事業所へ緊急対応等の調査を実施した。</td> </tr> </table>		R3年度	地域づくり部会で運用ルールを協議し、令和3年10月に事業所説明会を実施した。拠点としての緊急時対応、機能等について年度末に検証を行った。	R4年度	地域づくり部会で機能充実を協議。プロジェクトを立ち上げ見学・体験の仕組みづくりを試みたが、感染症の流行により未実施となった。年度末に緊急対応、機能等の登録事業所に調査を行い、地域づくり部会で検証を行った。	R5年度	地域づくり部会で機能充実を継続協議。市単独事業の「日中活動系事業所による緊急延長支援事業」の基準をわかりやすく整理し、登録事業所へ共有した。短期入所事業所と緊急時対応をシュミレーションするプロジェクトを実施し、拠点開設時に作成した台帳やフロー等の有効性を確認し、緊急時の動を確認した。検証方法は部会内で協議し、登録事業所へ緊急対応等の調査を実施した。
R3年度	地域づくり部会で運用ルールを協議し、令和3年10月に事業所説明会を実施した。拠点としての緊急時対応、機能等について年度末に検証を行った。								
R4年度	地域づくり部会で機能充実を協議。プロジェクトを立ち上げ見学・体験の仕組みづくりを試みたが、感染症の流行により未実施となった。年度末に緊急対応、機能等の登録事業所に調査を行い、地域づくり部会で検証を行った。								
R5年度	地域づくり部会で機能充実を継続協議。市単独事業の「日中活動系事業所による緊急延長支援事業」の基準をわかりやすく整理し、登録事業所へ共有した。短期入所事業所と緊急時対応をシュミレーションするプロジェクトを実施し、拠点開設時に作成した台帳やフロー等の有効性を確認し、緊急時の動を確認した。検証方法は部会内で協議し、登録事業所へ緊急対応等の調査を実施した。								
	主な活動指標								

  

	評価 (C)	障害者福祉推進 会議意見	改善 (A)
	<b>【目標等を踏まえた評価、改善方策(案)】</b>	<b>【評価等に対する意見】</b>	<b>【次年度における取組等】</b>
R5年度	地域づくり部会において9回の部会と1つのプロジェクトを実施した。日中活動系事業所による「宿泊を伴わない緊急延長支援事業」について、「緊急」の基準や考え方、事務取扱等を整理し、登録事業所へ共有した。 (課題) ・拠点機能の拡充 ・未登録事業所への働きかけ (今後) 登録事業所の緊急対応事例等を検証し、利用者も事業所も負担が少なく実用的に運用が可能な事業設計を検討していく。	なし (R6.2.6開催)	第7期障がい福祉計画においても、計画と柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会との関連付けを強め、引き続き地域生活支援拠点等の機能の充実についての取組を行う。
最終評価	令和3年4月に地域生活支援拠点整備を開始し、3年間で10法人、26事業所の登録を行い、地域の面的整備がされた。地域生活支援拠点の評価・検証は、自立支援協議会地域づくり部会で国の評価指標を基に毎年行った。 計画期間（令和3～5年度）に、拠点登録者の宿泊を伴う緊急受入の実績はなかった。 令和3年10月に緊急時の受入対応策として、宿泊を伴う短期入所に加え、日中活動系事業所による宿泊を伴わない「緊急延長支援事業」を市単独事業として創設した。令和5年度に1件の利用があった。 国が示す地域生活拠点等の5つの機能のうち、相談及び緊急時の受け入れのみにとどまっており、拠点機能の拡充への取組が必要である。また、新たに開設された事業所や未登録の事業所へ働きかけが必要である。		

目標値

①福祉施設から一般就労への移行(②、③、④の合計)

国の指針	就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続)を通じて、令和5(2023)年度中に一般就労に移行する者を令和元(2019)年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
------	---

市の考え方	令和元(2019)年度における福祉施設から一般就労への移行者は、8人でした。市内事業所への調査から令和5(2023)年度における移行者を令和元(2019)年度の1.5倍に当たる13人以上で設定します。
-------	--

成果目標⑤	令和5(2023)年度目標(単年)
福祉施設から一般就労への移行者	13人以上(1.5倍)

※目標値は、②、③、④の合計(単年)

【目標値に対する実績/R6. 3月末時点】

R3年度	R4年度	R5年度
6人	8人	10人

②「就労移行支援事業」を通じた一般就労への移行者

国の指針	就労移行支援事業を通じて、令和5(2023)年度中に一般就労に移行する者を令和元(2019)年度の移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
------	---

市の考え方	令和元(2019)年度における就労移行支援事業を通じて一般就労への移行者は、2人でした。市内事業所への調査から令和5(2023)年度における移行者を令和元(2019)年度の2倍に当たる4人以上で設定します。
-------	---

成果目標⑥	令和5(2023)年度目標(単年)
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者	4人以上(2倍)

【目標値に対する実績/R6. 3月末時点】

R3年度	R4年度	R5年度
5人	5人	4人

《参考》R2年度：3人

③「就労継続支援A型事業」を通じた一般就労への移行者

国の指針	就労継続支援A型事業を通じて、令和5(2023)年度中に一般就労に移行する者を令和元(2019)年度の移行実績の1.26倍以上とすることを基本とする。
------	---

市の考え方	令和元(2019)年度における就労継続支援A型事業を通じて一般就労への移行者は、1人でした。市内事業所への調査から令和5(2023)年度における移行者を令和元(2019)年度の2倍に当たる2人以上で設定します。
-------	---

成果目標⑦	令和5(2023)年度目標(単年)
就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者	2人以上(2倍)

【目標値に対する実績/R6. 3月末時点】

R3年度	R4年度	R5年度
0人	1人	1人

《参考》R2年度：1人

④「就労継続支援B型事業」を通じた一般就労への移行者

国の指針	就労継続支援B型事業を通じて、令和5(2023)年度中に一般就労に移行する者を令和元(2019)年度の移行実績の1.23倍以上とすることを基本とする。
------	---

市の考え方	令和元(2019)年度における就労継続支援B型事業を通じて一般就労への移行者は、5人でした。市内事業所への調査から令和5(2023)年度における移行者を令和元(2019)年度の1.4倍に当たる7人以上で設定します。
-------	---

成果目標⑧	令和5(2023)年度目標(単年)
就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者	7人以上(1.4倍)

【目標値に対する実績/R6. 3月末時点】

R3年度	R4年度	R5年度
1人	2人	4人

《参考》R2年度：2人

計画 (P) ↓ 実施 (D)	目標値	<b>⑤就労定着支援事業の利用率</b>		<b>⑥就労定着支援事業利用による職場定着率</b>											
		国の指針	令和5（2023）年度における就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。	国の指針	令和5（2023）年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指し、これまでの実績を踏まえ設定する。										
		市の考え方	市内事業所への調査から令和5（2023）年度の就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援が利用できる方（6か月以上継続して就労している方）を3人と設定し、うち就労定着支援事業利用者数を2人（66.7%）と設定しました。	市の考え方	就労定着支援事業を行っている全ての事業所が、就労定着率が8割以上と設定しました。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果目標⑨</th> <th>令和5（2023）年度目標（単年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労移行支援事業などを通じた一般就労者の就労定着支援事業利用率</td> <td>2人以上（66.7%）</td> </tr> </tbody> </table>		成果目標⑨	令和5（2023）年度目標（単年）	就労移行支援事業などを通じた一般就労者の就労定着支援事業利用率	2人以上（66.7%）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果目標⑩</th> <th>令和5（2023）年度目標（単年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合</td> <td>10割</td> </tr> </tbody> </table>		成果目標⑩	令和5（2023）年度目標（単年）	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	10割		
成果目標⑨	令和5（2023）年度目標（単年）														
就労移行支援事業などを通じた一般就労者の就労定着支援事業利用率	2人以上（66.7%）														
成果目標⑩	令和5（2023）年度目標（単年）														
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	10割														
<b>【目標値に対する実績/R6. 3月末時点】</b>		<b>【目標値に対する実績/R6. 3月末時点】</b>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人</td> <td>4人</td> <td>10人</td> </tr> </tbody> </table>		R3年度	R4年度	R5年度	5人	4人	10人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>95%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		R3年度	R4年度	R5年度	95%	100%	100%
R3年度	R4年度	R5年度													
5人	4人	10人													
R3年度	R4年度	R5年度													
95%	100%	100%													
≪参考≫R2年度：3人		≪参考≫R2年度：9人													
主な活動指標	○活動指標等の一覧：資料5のとおり ○関係するサービス：就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練														

	評価（C）	障害者福祉推進会議意見	改善（A）
	【目標等を踏まえた評価、改善方策（案）】	【評価等に対する意見】	【次年度における取組等】
R5年度	（達成率） 成果目標⑤ 77%      成果目標⑥ 100% 成果目標⑦ 50%      成果目標⑧ 57% 成果目標⑨ 500%      成果目標⑩ 100% （課題） ・一般就労の増加に向け、職場見学や実習の機会を拡充する必要がある。 ・技能や職業マナーの習得などの訓練効果を高めるだけでなく、セミナー等で企業と繋がる機会を積極的に設け、参加企業への障がい者雇用に対する理解促進・意識啓発を継続していくことが求められる。 （今後） 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会で、職場見学・実習機会の拡充や工賃向上等の課題解決を実現するため、関係機関と連携を取りながら、効果的な取組を実施していく。	なし （R6.2.6開催）	第7期障がい福祉計画においても、計画と柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会との関連性を強め、引き続き障害者の就労の取組を行う。
最終評価	計画期間中（令和3～5年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、就労支援や就職活動の継続実施が困難であったため、福祉施設から一般就労への移行者数は、目標値を達成することができなかった。しかしながら、一般就労者数は毎年着実に増加しており、一定の成果があった。 就労支援サービスでは、ZOOMなどオンラインによる支援を行う事業所が都市部を中心に増加しており、当市でも特に若い年代の方からIT系の就労支援事業所利用の相談が増加している。 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会で、障害者の理解促進、業務の受発注や職場体験実習機会の拡充、福祉施設から一般就労への移行に向けた取組を検討した。 関係機関や庁内部局と連携しながら、企業と福祉事業所との繋がりを目的としたセミナー等を実施し、企業への障がい者雇用に対する意識啓発につなげることができた。		

重点目標

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

計画 (P)  
↓  
実施 (D)

目標値

①障がい児支援の提供体制 (I)

国の指針	令和5 (2023) 年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上整備する。
------	--

市の考え方	現状機能の充実・拡大を検討及び1か所整備に向けて課題整理並びに検討を継続していくこととし設定しました。
-------	---

成果目標①	令和5 (2023) 年度目標 (最終年度)
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを1か所整備

【目標値に対する実績/R6. 3月末時点】

R3年度	児童発達支援センターの設置について他市の進捗状況を確認しながら協議していく。引き続き、早期療育事業元気館 (子どもの発達支援課) において児童発達支援を実施していく。
R4年度	県内の児童発達支援センターの設置に向けた動きは鈍く、積極的な動きはなかった。早期療育事業元気館 (子どもの発達支援課) が求められる役割を担い、助けを必要とする児童へ継続した支援を行っている。
R5年度	児童発達支援センター設置は、求められる機能・役割や県内の設置状況を確認しながら継続して協議を行う。早期療育事業元気館 (子どもの発達支援課) が求められる役割を担い、発達支援に関する入り口としての相談及び児童の個別性に応じた効果的な支援を行っていく。

②障がい児支援の提供体制 (II)

国の指針	令和5 (2023) 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
------	--

市の考え方	保育所等訪問支援を利用できる体制を1か所以上と設定しました。
-------	--------------------------------

成果目標②	令和5 (2023) 年度目標 (最終年度)
保育所等訪問支援の提供体制	保育所等訪問支援を1か所以上整備

【目標値に対する実績/R6. 3月末時点】

R3年度	令和3年度は、6月から1人、2か月に1回程度の利用実績あり。(6月・8月・10月)
R4年度	令和4年度は、令和5年3月末までの期間に利用する児童はいなかった。
R5年度	令和5年度は、毎月の利用人数に変動はあるが、実利用者2人による利用実績あり。

計画(P) ↓ 実施(D)	目標値	<b>③ 障がい児支援の提供体制（Ⅲ）</b>		<b>④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置</b>															
		<table border="1"> <tr> <td>国の指針</td> <td>令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを少なくとも1か所以上確保する。</td> </tr> <tr> <td>市の考え方</td> <td>主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを2か所以上と設定しました。</td> </tr> </table>	国の指針	令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを少なくとも1か所以上確保する。	市の考え方	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを2か所以上と設定しました。	<table border="1"> <tr> <td>国の指針</td> <td>令和5（2023）年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。</td> </tr> <tr> <td>市の考え方</td> <td>医療的ケア児等に関する体制整備の協議を行うとともに、コーディネーターの配置を設定しました。</td> </tr> </table>	国の指針	令和5（2023）年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	市の考え方	医療的ケア児等に関する体制整備の協議を行うとともに、コーディネーターの配置を設定しました。	<table border="1"> <tr> <td>成果目標⑬</td> <td>令和5（2023）年度目標（最終年度）</td> </tr> <tr> <td>主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保</td> <td>主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスをそれぞれ2か所以上確保</td> </tr> </table>	成果目標⑬	令和5（2023）年度目標（最終年度）	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスをそれぞれ2か所以上確保	<table border="1"> <tr> <td>成果目標⑭</td> <td>令和5（2023）年度目標（最終年度）</td> </tr> <tr> <td>医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</td> <td>医療的ケア児等に関する体制整備の協議及びコーディネーターの配置</td> </tr> </table>	成果目標⑭	令和5（2023）年度目標（最終年度）
国の指針	令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを少なくとも1か所以上確保する。																		
市の考え方	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを2か所以上と設定しました。																		
国の指針	令和5（2023）年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。																		
市の考え方	医療的ケア児等に関する体制整備の協議を行うとともに、コーディネーターの配置を設定しました。																		
成果目標⑬	令和5（2023）年度目標（最終年度）																		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスをそれぞれ2か所以上確保																		
成果目標⑭	令和5（2023）年度目標（最終年度）																		
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	医療的ケア児等に関する体制整備の協議及びコーディネーターの配置																		
		<b>【目標値に対する実績/R6. 3月末時点】</b>		<b>【目標値に対する実績/R6. 3月末時点】</b>															
		R3年度 児童発達支援2か所、放課後等デイサービス2か所が事業を実施している。		R3年度 国や県から具体的な内容が示されていないため次年度以降に協議を実施していく。															
		R4年度 引き続き児童発達支援2か所、放課後等デイサービス2か所が事業を実施している。		R4年度 子ども部会で、新潟県医療的ケア児支援センター（県事業：令和4年～長岡療育園）職員による事業概要、地域の現状、課題について話を聞いた。令和5年1月に、市内の医療的ケア児コーディネーター研修修了者（2名）から医療的ケア児の現況、地域の現状について話を聞いた。															
		R5年度 引き続き児童発達支援2か所、放課後等デイサービス2か所が事業を実施している。職員配置等の関係で指定を受けていない事業所でも、重症心身障がい児の入浴機会の提供を行っている。放課後等デイサービス（重心）の支給決定数は7人。		R5年度 子ども部会で、医療的ケア児の支援に向けた協議の場として、関係者で柏崎刈羽管内の状況について確認し、保育園入園時における医療体制確保等の課題を把握した。医療的ケア児コーディネーターの活用について、地域に対する周知の必要性を確認した。															
	主な活動指標	○活動指標等の一覧：資料5のとおり ○関係するサービス：児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援																	

	評価（C）	障害者福祉推進会議意見	改善（A）
	【目標等を踏まえた評価、改善方策（案）】	【評価等に対する意見】	【次年度における取組等】
R5年度	<b>（現状）</b> 成果目標⑪ ー 成果目標⑫ 100% 成果目標⑬ 100% 成果目標⑭ ー <b>（今後）</b> ・児童発達支援センターの設置は、求められる機能・役割や県内の設置状況を確認しながら協議していく。 ・主に重症心身障がい児の受入体制の整備を継続していく。 ・今年度の調査で管内の医療的ケア児は柏崎市4人、刈羽村1人。個々の状況を部会で共有した。 ・医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置・活用について、新潟県医療的ケア児支援センター及びコーディネーター研修修了者から役割や圏域の状況等を聞き、情報共有を適宜行いながら引き続き協議していく。	なし (R6.2.6開催)	第7期障がい福祉計画においても、計画と柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会との関連付けを強め、引き続き障害者の障がい児支援の取組を行う。
最終評価	児童発達支援センターは、今後も引き続き検討を行う。保育所等訪問支援は平成28年度からサービスを開始し、利用者は少ないものの今後も体制を維持していく。重症心身障がい児の受入可能な事業所が2か所開設できた。医療的ケア児等に関する体制整備の協議は、コーディネーター資格を活用できる配置、体制整備まで進めることができなかった。今後も、引き続き医療的ケア児への支援体制の整備を目標に、協議を継続していく。		

重点目標

(5) 相談支援体制の充実・強化など

計画 (P) ↓ 実施 (D)	目標値	<p><b>①相談支援体制の充実・強化など</b></p> <table border="1"> <tr> <td>国の指針</td> <td>令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。</td> </tr> <tr> <td>市の考え方</td> <td>障がいのある人のみならず児童から高齢者まで一元的に相談支援ができる体制づくりの構築と設定しました。</td> </tr> </table>		国の指針	令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。	市の考え方	障がいのある人のみならず児童から高齢者まで一元的に相談支援ができる体制づくりの構築と設定しました。
		国の指針	令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。				
市の考え方	障がいのある人のみならず児童から高齢者まで一元的に相談支援ができる体制づくりの構築と設定しました。						
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">成果目標⑮</td> <td style="text-align: center;">令和5（2023）年度目標（最終年度）</td> </tr> <tr> <td>相談支援体制の充実・強化など</td> <td>障がいのある人のみならず児童から高齢者まで一元的に相談支援ができる体制の構築</td> </tr> </table>		成果目標⑮	令和5（2023）年度目標（最終年度）	相談支援体制の充実・強化など	障がいのある人のみならず児童から高齢者まで一元的に相談支援ができる体制の構築		
成果目標⑮	令和5（2023）年度目標（最終年度）						
相談支援体制の充実・強化など	障がいのある人のみならず児童から高齢者まで一元的に相談支援ができる体制の構築						
<p><b>【目標値に対する実績/R6. 3月末時点】</b></p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">R3年度</td> <td>地域の相談支援体制の強化を図るため、県内他市町村に対し基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業の体制について調査を実施し、令和4年度から設置に向けた検討をはじめた。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R4年度</td> <td>令和4年度より市内相談支援事業所に協力を得て、基幹相談支援センターの検討会を月1回開催、令和5年度も検討を継続する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R5年度</td> <td>令和4年度から継続して、基幹相談支援センターの設置に関する協議を6回行った。主任相談支援専門員は令和5年度に1人増え、3人となったことにより、ソーシャルワーク機能の強化に繋がった。 相談支援連絡会では、児童から高齢者まで利用できる障がい福祉サービス利用者のインタビュー・アセスメントの共通様式を作成し、全相談支援事業所で利用を開始した。</td> </tr> </table>		R3年度	地域の相談支援体制の強化を図るため、県内他市町村に対し基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業の体制について調査を実施し、令和4年度から設置に向けた検討をはじめた。	R4年度	令和4年度より市内相談支援事業所に協力を得て、基幹相談支援センターの検討会を月1回開催、令和5年度も検討を継続する。	R5年度	令和4年度から継続して、基幹相談支援センターの設置に関する協議を6回行った。主任相談支援専門員は令和5年度に1人増え、3人となったことにより、ソーシャルワーク機能の強化に繋がった。 相談支援連絡会では、児童から高齢者まで利用できる障がい福祉サービス利用者のインタビュー・アセスメントの共通様式を作成し、全相談支援事業所で利用を開始した。
R3年度	地域の相談支援体制の強化を図るため、県内他市町村に対し基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業の体制について調査を実施し、令和4年度から設置に向けた検討をはじめた。						
R4年度	令和4年度より市内相談支援事業所に協力を得て、基幹相談支援センターの検討会を月1回開催、令和5年度も検討を継続する。						
R5年度	令和4年度から継続して、基幹相談支援センターの設置に関する協議を6回行った。主任相談支援専門員は令和5年度に1人増え、3人となったことにより、ソーシャルワーク機能の強化に繋がった。 相談支援連絡会では、児童から高齢者まで利用できる障がい福祉サービス利用者のインタビュー・アセスメントの共通様式を作成し、全相談支援事業所で利用を開始した。						
主な活動指標	<p>○活動指標等の一覧：資料5のとおり</p> <p>○関係するサービス：計画相談支援・地域相談支援</p>						

	評価（C）	障害者福祉推進 会議意見	改善（A）
	【目標等を踏まえた評価、改善方策(案)】	【評価等に対する意見】	【次年度における取組等】
R5年度	<p>基幹相談支援センターの設置に向けた検討を継続し、設置の必要性及び設置方法（委託・直営の両面から）について協議した。</p> <p>（結果） 人材確保の困難さ等の理由により、現時点で基幹相談支援センターの設置は行わないこととした。</p> <p>（課題） 基幹相談支援センターの有無に関わらず、地域の実情に応じた相談支援体制の再構築を行うことが必要である。</p> <p>（今後） 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の相談支援部会等を活用し、相談支援体制の強化・充実のための検討を行う。</p>	なし (R6.2.6開催)	<p>・第8期の柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会にて相談支援部会を立ち上げ、相談支援体制の強化・充実に向けた検討を行っていく。 相談支援連絡会を通じ、相談支援専門員のスキル向上に取り組む。</p>
最終評価	<p>市内5事業所に相談支援を委託し、障がいのある人のみならず児童から高齢者まで一元的に相談支援ができる体制を継続した。</p> <p>令和4年度から基幹相談支援センター設置をテーマに継続して協議を行い、人材確保の困難さ等の理由により、現時点では基幹相談支援センターの設置は行わないこととした。</p> <p>今後は、センター設置の有無に関わらず地域の実情に応じた重層的な相談支援体制の整備、強化に取り組むこととした。</p>		

計画(P) ↓ 実施(D)	目標値	<p><b>① 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">国の指針</td> <td>令和5（2023）年度末までに、都道府県及び市町村において、障がい福祉サービスの質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。</td> </tr> <tr> <td>市の考え方</td> <td>障害者総合支援法の具体的内容を理解及び促進する観点から、県や市が実施する研修への積極的な参加並びに障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を図り、市及び事業所の事務負担軽減により、障がい福祉サービス提供の質の向上を図ることを設定しました。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">成果目標⑯</td> <td style="text-align: center;">令和5（2023）年度目標（最終年度）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組</td> <td>市職員の障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加及び障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などによる障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の体制構築</td> </tr> </table> <p><b>【目標値に対する実績/R6. 3月末時点】</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">R3年度</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県主催の事務担当者会議へ職員5人が参加した。</li> <li>・ 審査支払システム委託先が主催する研修会へ職員2人が参加した。</li> <li>・ 相談支援連絡会においてR3年度報酬改定に伴う概要等の説明会を実施した。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R4年度</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県主催の事務担当者会議へ職員3人が参加した。</li> <li>・ 審査支払システム委託先が主催する研修会へ職員2人が参加した。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R5年度</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県主催の事務担当者会議へ職員4人が参加した。</li> <li>・ 審査支払システム委託先が主催する研修会へ職員3人が9回参加した。</li> <li>・ 毎月の報酬支払等の一連の作業において、加算等の算定方法、考え方を個別に事業所へ伝え、審査における注意点等を共有した。</li> </ul> </td> </tr> </table>	国の指針	令和5（2023）年度末までに、都道府県及び市町村において、障がい福祉サービスの質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。	市の考え方	障害者総合支援法の具体的内容を理解及び促進する観点から、県や市が実施する研修への積極的な参加並びに障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を図り、市及び事業所の事務負担軽減により、障がい福祉サービス提供の質の向上を図ることを設定しました。	成果目標⑯	令和5（2023）年度目標（最終年度）	障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組	市職員の障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加及び障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などによる障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の体制構築	R3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県主催の事務担当者会議へ職員5人が参加した。</li> <li>・ 審査支払システム委託先が主催する研修会へ職員2人が参加した。</li> <li>・ 相談支援連絡会においてR3年度報酬改定に伴う概要等の説明会を実施した。</li> </ul>	R4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県主催の事務担当者会議へ職員3人が参加した。</li> <li>・ 審査支払システム委託先が主催する研修会へ職員2人が参加した。</li> </ul>	R5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県主催の事務担当者会議へ職員4人が参加した。</li> <li>・ 審査支払システム委託先が主催する研修会へ職員3人が9回参加した。</li> <li>・ 毎月の報酬支払等の一連の作業において、加算等の算定方法、考え方を個別に事業所へ伝え、審査における注意点等を共有した。</li> </ul>
	国の指針	令和5（2023）年度末までに、都道府県及び市町村において、障がい福祉サービスの質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。														
市の考え方	障害者総合支援法の具体的内容を理解及び促進する観点から、県や市が実施する研修への積極的な参加並びに障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を図り、市及び事業所の事務負担軽減により、障がい福祉サービス提供の質の向上を図ることを設定しました。															
成果目標⑯	令和5（2023）年度目標（最終年度）															
障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組	市職員の障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加及び障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などによる障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の体制構築															
R3年度																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県主催の事務担当者会議へ職員5人が参加した。</li> <li>・ 審査支払システム委託先が主催する研修会へ職員2人が参加した。</li> <li>・ 相談支援連絡会においてR3年度報酬改定に伴う概要等の説明会を実施した。</li> </ul>																
R4年度																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県主催の事務担当者会議へ職員3人が参加した。</li> <li>・ 審査支払システム委託先が主催する研修会へ職員2人が参加した。</li> </ul>																
R5年度																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県主催の事務担当者会議へ職員4人が参加した。</li> <li>・ 審査支払システム委託先が主催する研修会へ職員3人が9回参加した。</li> <li>・ 毎月の報酬支払等の一連の作業において、加算等の算定方法、考え方を個別に事業所へ伝え、審査における注意点等を共有した。</li> </ul>																
主な活動指標																

	評価 (C)	障害者福祉推進 会議意見	改善 (A)
	【目標等を踏まえた評価、改善方策(案)】	【評価等に対する意見】	【次年度における取組等】
R5年度	<p>(課題)</p> <p>障がい福祉サービスのサービス体系や報酬区分は細かく多岐に渡るため、業務経験と知識習得が重要であるが、人事異動等により十分な認識がない場合がある。</p> <p>数年に渡る事業所の請求誤りが発覚し大きな過誤事案となったケースが続いた。適正な算定及び報酬支払を徹底する必要がある。</p> <p>(今後)</p> <p>引き続き県や審査支払システム委託先が実施する研修への積極的な参加に努め、適切な審査事務の実施に繋げる。</p> <p>分析した審査結果を事業所の請求担当者全体的に共有する機会を検討する。</p>	なし (R6. 2. 6開催)	審査支払システムによる審査結果を分析し、結果を共有することにより、事務負担の軽減を図り、障がい福祉サービス提供の質の向上を図っていく。
最終評価	<p>継続的に研修等に参加するなど審査事務の知識取得に努めた。</p> <p>令和5年度に事業所の請求誤りが発覚し大きな過誤事案が発生したため、今後は審査結果等について、事業所の請求担当者へ定期的に情報提供を行うなどの機会を検討していく。</p>		